

# 日本トレイルオリエンテーリング競技規則

公益社団法人 日本オリエンテーリング協会

本規則は、日本国内のトレイルオリエンテーリング競技会について、公益社団法人日本オリエンテーリング協会定款第4条(2)の規程に基づき、制定されたものである。競技者ならびに主催者は、本規則の解釈にあたっては、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

## 1. 定義

- 1.1 トレイルオリエンテーリング(以下、トレイルOという)とは、競技者が地図上に示されたコントロールを回り、そのコントロールに設置されているコントロールフラッグ群の中からどれが地図上の円の中心に位置し、コントロール位置説明に合致するものかを正確に判断する能力を競うスポーツであり、障害の有無にかかわらず全ての競技者が等しく競うオリエンテーリングである。競技者とは、出場を認められた個人あるいはチームをいう。
- 1.2 競技者が移動に使用できる手段は、次のいずれかである。
  - ・ 徒歩
  - ・ 手動あるいは電動車椅子
  - ・ その他、主催者が認めた移動手段

## 2. 適用

- 2.1 本規則は、国際オリエンテーリング連盟(以下、IOFという)のトレイルオリエンテーリング競技規則に基づき、日本におけるトレイルO競技について定めたものである。
- 2.2 本規則は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会(以下、JOAという)の主催大会および公認大会に適用されるとともに、国内競技会における競技規則の基本となるものである。
- 2.3 本規則に定めのないものについては、次に掲げる諸規則に準ずる。
  - ・ IOFトレイルO競技規則 (COMPETITION RULES FOR INTERNATIONAL ORIENTEERING FEDERATION(IOF) TRAIL ORIENTEERING EVENTS)
  - ・ 日本オリエンテーリング競技規則
  - ・ オリエンテーリング地図国際図式規程 (International Specification for Orienteering Maps)
- 2.4 世界トレイルO選手権大会(WTOC)、トレイルOワールドカップ(WC)などの国際大会に関しては、IOFトレイルO競技規則による。

### 3. 競技会の分類

3.1 競技の形態を、下記のように分類する。

3.1.1 競技の開催時間帯による分類

- ・ 昼間競技
- ・ 夜間競技

3.1.2 競技の種別による分類

- ・ 個人競技（競技者個人が独立して行う）
- ・ チーム競技（チームとして登録した 2 人あるいはそれ以上の人数の個人が独立して競技を行い、その記録を合算する）

3.1.3 競技結果の決定方法による分類

- ・ 単一レース競技（1 回のレースの結果が最終成績となる）
- ・ 複数レース競技（1 日あるいは複数日でレースが行われ、その総合成績が最終成績となる）

3.1.4 コントロールの通過順序による分類

- ・ ポイント競技（指定された順番に回る）
- ・ フリー競技（任意の順番に回る）

3.1.5 コースの長さや形式による分類

- ・ ロング競技、ミドル競技およびショート競技
- ・ テンポ（コースはタイムコントロールのみで構成される）

3.2 本規則でいう競技会とは、JOA が主催または公認する大会、JOA に加盟している都道府県を代表する組織（以下、正会員という）が主催する大会、および正会員に所属するクラブ等の団体、その他 JOA が開催を認めた団体が主催する大会をいう。

### 4. クラス

4.1 すべての競技者が競技会に参加できるように、技能レベルに応じたクラスを設ける。

4.2 クラスは競技者の性別、年齢、障害の有無や程度に関わり無く、技能レベルによって以下のように分類する。

- ・ E クラス：技能レベルがエリート級の者
- ・ A クラス：技能レベルが上級の者
- ・ B クラス：技能レベルが中級の者
- ・ N クラス：初心者

4.3 競技会においては、これら全てのクラスを設けなくてもよい。

4.4 障害の有無や程度に関係なく、全ての競技者が参加できるクラスを総合クラスという。

4.5 フットオリエンテーリング競技において著しい不利益を被るような、内的障害を含

む何らかの永続的な身体的障害を持つ競技者について、その成績を、障害を持たない競技者と区分し評価するためのクラスをパラリンピッククラスという。各クラスには、5.4 項の資格を有する者を対象としたパラリンピッククラスを設ける。

- 4.6 競技者が参加できるのは、1 大会につき 1 クラスである。ただし、パラリンピッククラスと総合クラスが同一のコースで行われる場合、パラリンピッククラスの参加者は双方のクラスに参加したものとみなされる。

## 5. 参加資格

- 5.1 主催者は、参加資格に制限を加える場合は、その旨を明確に大会開催要項に記載しなければならない。
- 5.2 E または A クラスに参加しようとする者は、競技者登録をしていなければならない。競技者登録については、『競技者登録に関する規程』に定める。
- 5.3 主催者は、E クラスへの出場については一定の条件を課し、参加資格を取得したことを証明する資料の提示を求めることができる。
- 5.4 パラリンピッククラスへの参加資格は、内的障害を含む永続的な身体的障害のために、フットオリエンテーリングに平等な形で参加できない競技者に与えられる。

## 6. 競技責任者と大会コントローラの指名

- 6.1 主催者は、適格なる競技責任者を指名する。
- 6.2 大会には大会コントローラを置き、公認大会については JOA が大会コントローラを任命する。

## 7. 大会開催要項

- 7.1 大会開催要項は、遅くとも開催日の 2 カ月前までに公表する。
- 7.2 大会開催要項には、少なくとも以下の事項を記載する。
- a) 開催年月日、集合地または大会会場
  - b) 主催者、主管者、競技責任者、大会コントローラ、コース設定者
  - c) 問い合わせ先
  - d) 申込方法、申込先、申込締切日
  - e) 参加料、必要であればその他の料金、払込方法
  - f) 競技形態、クラス
  - g) 交通手段
  - h) テレイン状況、留意事項、トレーニングに関する情報
  - i) 競技用地図の縮尺、等高線間隔、透視可能度表示
  - j) スタート開始時刻
  - k) 身体障害者用の設備

- l) コンパス貸出の有無
- m) その他の必要事項

## 8. 参加申込

- 8.1 競技者は大会開催要項に記された申込締切日までに所定の方法にしたがって、大会参加を申し込む。
- 8.2 参加料は大会開催要項に示されている方法で支払う。
- 8.3 参加申込書には少なくとも以下の事項を記載する。
  - a) 氏名
  - b) 住所・電話番号、または連絡手段
  - c) 競技者登録番号
  - d) 性別・年齢・生年月日
  - e) 参加希望クラス
  - f) 所属クラブ名または居住市区町村名
  - g) 移動障害の有無
- 8.4 パラリンピッククラスに参加を希望する競技者は、8.3 項に示された項目の他に以下の事項も記載する。
  - h) 車椅子などの移動補助具使用の有無
  - i) 会場までの交通手段
  - j) 大会当日のエスコートの要否
  - k) オリエンテーリングおよびトレイルの経験の有無
  - l) その他、主管者への要望事項

## 9. スタート順の決定とスタートリスト

- 9.1 スタート順は、クラスごとに無作為に決める。ただし、シード枠を設けてもよい。
- 9.2 個人競技においては、競技者は各クラスとも一人ずつ同一の時間間隔でスタートするインターバルスタートとする。スタート間隔は、2分を標準とする。
- 9.3 複数レース競技においては、各クラスとも個々の競技者のスタート時間帯をレースによって変えることにより、競技者全員のスタート時刻に関する条件を等しくすることが望ましい。
- 9.4 複数レース競技の最終レースにおける各競技者のスタート時刻は、それまでの成績による順位の逆順とし、最も上位の競技者が最終スタートとなるように割り当てる方式を採用してもよい。

## 10. プログラム

- 10.1 プログラムは、遅くとも開催日1週間前までに、申込者に通知、送付もしくは公表

する。

- 10.2 プログラムには、7.2 項にいう全ての事項（d、e を除く）に加えて、以下の事項についての情報も記載する。
- a) 適用するオリエンテーリング地図図式規程および地図図式規程にない特殊記号を使用する場合の説明
  - b) ナンバーカードおよびコントロールカードの交付方法
  - c) スタートリスト
  - d) 大会会場からスタート地区までの距離および所要時間
  - e) スタート地区までの車椅子等を使用する競技者への対応を含めた輸送手段
  - f) 誘導テープの色、給水コントロール、立入禁止 / 危険地帯
  - g) コース距離、登距離（E、A クラス）、コントロール数、制限時間
  - h) コース距離の 15%以上が標高 1,200m を超える場合は、その高度
  - i) 更衣所、身体障害者用トイレ、救護所
  - j) フィニッシュの閉鎖時刻
  - k) 表彰式（有無、時刻、対象、クラスなど）
  - l) その他

## 11. テレインとコース

- 11.1 テレインの選定にあたっては、下記の事項について留意する必要がある。
- ・ 移動が困難な競技者、車椅子を使用する競技者や、内的障害などにより歩行速度が通常より低下する競技者が安全に競技できること。
  - ・ 環境を保護すること、および土地所有者や管理者などの権利を保護すること。
- 11.2 テレインが決定し次第、当該区域を立入禁止とする。
- 11.3 コース設定に際しては、IOF が定める『トレイルオリエンテーリングのためのコース設定の原則』（IOF 競技規則 付録（Appendix）1）に従う。
- 11.4 コースはトレイル O の特質にふさわしいもので、競技者にとって詳細な地図読み、地図とテレインとの照合技術および集中力を試すものが望まれる。
- 11.5 コースは、障害を持つ競技者が制限時間内にフィニッシュできる長さとする。
- 11.6 コース距離は、スタートから各ディビジョンポイントを経てフィニッシュするまでのルートに沿った距離とし、通常は 3,500m を超えてはならない。
- 11.7 車椅子を使用する競技者が通行できないような道幅、凹凸、倒木、ぬかるみ等のあるルートは、全ての競技者を立入禁止とし、その場所をテープにより表示する。
- 11.8 登距離は、ルートに沿った登りの合計をメートルでコントロール位置説明に表示する。
- 11.9 コースでは、14%以上の勾配が 20m を超えて続かないようにしなければならない。地表が平らでないルートの傾斜は 8%を超えてはならない。

11.10 コースの途中で給水所を設ける場合には、主催者は少なくとも飲料水を用意する。

## 12. 地図

- 12.1 地図は、『日本スプリントオリエンテーリング地図図式規程』または『日本オリエンテーリング地図図式規程』に基づいて作成する。
- 12.2 地図の縮尺は 1:5,000 または 1:4,000 を原則とするが、参加者の技能レベルやテレインの状況によっては大縮尺の地図を使用してもよい。ただしその場合は、大会開催要項およびプログラムなどに明記しなければならない。また、タイムコントロールについても本競技と同じ縮尺の地図を使用する。
- 12.3 地図は地形を正確に表現していなければならない。地図印刷後に、競技の公正さに影響を与える恐れのあるテレイン内の状況の変化が生じたときは、その変化を地図に表示しなければならない。
- 12.4 地図は損傷に耐え、耐水性を確保したものでなければならない。
- 12.5 地図は、コースを表示するために必要とされる寸法以上に大きくしない。地図の寸法は A4 版を推奨する。
- 12.6 使用されるテレインが含まれるオリエンテーリング用に作成された地図があった場合は、その地図を大会会場に掲示する。また、その地図の情報（地図名、作成時期、大会名等）をプログラムで通知することが望ましい。
- 12.7 大会当日は、テレインの範囲を含む地図は、いかなる種類のものであっても、大会会場に持ち込んで서는ならない。

## 13. 地図上へのコースの表記

- 13.1 競技地図上のコース記号は以下の通りとする。
- ・ オリエンテーリングの開始地点 : 正三角形
  - ・ コントロール : 円
  - ・ フィニッシュ : 二重同心円
- 13.2 正三角形と円は、それぞれの場所を示す地図上の特徴物を、正確に中心位置とする。それぞれの記号の中心に印を付けてはならない。
- 13.3 ポイント競技においては、コントロールの円には回る順に番号を添える。オリエンテーリングの開始地点を示す正三角形の頂点の一つを、第 1 コントロールに向ける。番号は上を北にして、重要な地図細部の読みとりが困難にならないように記す。
- 13.4 誘導部分を除き、正三角形および円は、番号順に直線をつなぐ。細部の地図読みが必要な部分では、線や円の一部を省くこととする。
- 13.5 舗装された道や舗装区域以外の通行可能なルート、誘導部分、指定された横断地点および通過地点は、すべて地図に表示する。

- 13.6 コース記号、通行を禁止するルート、立入禁止区域、救護所、給水所など、すべての地図への追加印刷は、地図図式規程に従う。

#### 14. コントロール位置説明

- 14.1 地図上の円の中心に設置されたコントロールフラッグの正確な位置は、コントロール位置説明で表示される。
- 14.2 コントロール位置説明は、『コントロールに関する規程』に従って作成する。
- 14.3 コントロール位置説明の B 欄には、各コントロールに設置されたコントロールフラッグの数をアルファベットで示す（例：「A-C」は、そのコントロールに 3 個のコントロールフラッグが設置されていることを示す）。
- 14.4 コントロール位置説明の H 欄には、必要に応じてディビジョンポイントからコントロールを見る方向を矢印で示す。（例：「」はディビジョンポイントから見て北の方角にコントロールがあることを意味し、競技者はコントロールの南側にあるルートを通過する必要がある）。
- 14.5 コントロール位置説明は地図の表面に貼付または印刷される。
- 14.6 コントロール位置説明とともに、制限時間を地図に表記する。

#### 15. 地上における表示

- 15.1 競技者が通過することを義務づけられたルートや横断地点または通過地点、進入が禁止されたルートおよび立入禁止区域は、その箇所に標識をつける。
- 15.2 立入禁止区域は、青色と黄色のテープまたはストリーマで外郭線を表示することが望ましい。

#### 16. コントロールの設置とディビジョンポイント

- 16.1 競技者が回るように指定された地点を、コントロールという。トレインにおいては、地図上に示されたコントロールは、コントロールフラッグ群によって地上に明確に示されなければならない。
- 16.2 コントロールに設置される白とオレンジに塗り分けられた三角柱状の目印を、コントロールフラッグという。コントロールフラッグは三面柱状で、各面は 30×30cm の正方形とし、各面を対角線によって二分し、白とオレンジ（PMS165）に色分けする。3 面のうち少なくとも 2 面は、上半分を白とする。
- 16.3 コントロールフラッグは、コントロール位置説明と一致する地図上に示された特徴物もしくは特徴部あるいはその周囲に設置する。ディビジョンポイントからは、フラッグの面積の少なくとも 3 分の 1 が、すべての競技者によって確認されなければならない。
- 16.4 E および A クラスにおいては、コントロール位置説明に正確に対応した円の正しい

中心位置にコントロールフラッグを設置しない、いわゆる「正解なしコントロール」を設けてもよい。

- 16.5 コントロールフラッグは、コントロールごとに全て地上から等しい高さになるように設置する。コントロールフラッグの底部と地上との距離は、50cmを標準とする。
- 16.6 コントロールにおけるコントロールフラッグの数は、2個から5個までとする。
- 16.7 コントロールフラッグやパンチ器具などは、コースごとに同一の仕様とする。
- 16.8 コントロールに設置されたコントロールフラッグ群の配列順を決めるための、コース上の地点をディシジョンポイントといい、「DP」と略す。DPはコースに沿った地上に設置される。
- 16.9 コントロールフラッグは、ディシジョンポイントから見るとおりに、遠近に関係なく、向かって左から右にA、B、C、D、Eと指定される。
- 16.10 ディシジョンポイントは、ルートに沿った地上に、コースに対応する色にコントロール番号を示した表示板をもって表示する。表示板には、各クラス名を併記してもよい。
- 16.11 ディシジョンポイントの位置および情報は、地図上には表示されない。

## 17. コントロールカードとパンチ器具

- 17.1 各コントロールにおいて、競技者が自らの回答を記録するための用紙をコントロールカードという。
- 17.2 競技者の回答方法は、IOFが認めた電子パンチシステム、または従来のトレイルO専用コントロールカードおよびピンパンチを使用する。コントロールカードは耐水性の破れない紙で作成し、それぞれのパンチ欄の一辺の長さは少なくとも13mmでなくてはならない。
- 17.3 コントロールカードを使用する場合は2枚を重ねて1組とし、競技の前に競技者に配布される。コントロールカードの1枚目はフィニッシュで係員に提出し、2枚目は競技者の控えとなる。
- 17.4 競技者は、コントロールカードを補強したり、ケースに入れて保護したりしてもよいが、切り離したり、損傷させたりしてはならない。
- 17.5 競技者は、各コントロールにおける回答を、そのコントロールを離れる前に自身が所持するコントロールカードまたは電子的記録カードに記録する責任がある。ディシジョンポイントから見て最も左にあるコントロールフラッグが正答であると判断した場合は、コントロールカードのA欄にパンチする。もし正しいコントロールフラッグが設置されていないと判断した場合は、Z欄もしくは正解なしの欄にパンチする。電子パンチシステムを使用する場合でも同様である。
- 17.6 回答をコントロールカードに記録するために使用するピンパンチは、ディシジョンポイントから次のコントロールへ向かう方向のルート上に、競技者の通行の妨げに



ならない方法で設置する。競技者はその場所で回答をコントロールカードにパンチした後に、次のコントロールへ向かわなければならない。電子パンチを用いる場合は、バックアップ用のピンパンチを用意しなければならない。いずれの場合においても、前後のコントロールとはパターンの異なるピンパンチを使用すること。設置にあたっては、車椅子の競技者も容易に使用できるように配慮すること。

- 17.7 テレインの制約上などの理由により、ルート上にピンパンチを設置できない場合は、主催者は競技前に各競技者にピンパンチを配布し、競技者はそのピンパンチで回答をコントロールカードに記録する。ただしその場合はプログラムにその旨を記載する。
- 17.8 競技者が身体的障害などの理由により自身でパンチができない場合は、エスコートにパンチを依頼することができる。ただし、コントロールカードに正しくパンチする責任は競技者自身が有する。
- 17.9 競技者はコントロールカードに回答をパンチした後は、その回答を訂正することはできない。
- 17.10 1 か所のコントロールに対して、該当する回答欄内に複数のパンチが確認された場合、およびパンチのない場合は不正解となり、得点は与えられない。
- 17.11 主催者は特定のコントロールに役員を配置し、そのコントロールの回答を終えた競技者のコントロールカードを確認することができる。役員は、パンチがされていないコントロールの回答欄を確認した場合、その欄に署名をすることで、そのコントロールが無回答であると認定する。
- 17.12 コントロールカードまたは電子的記録カードを紛失した競技者は、失格となる。

## 18. タイムコントロール

- 18.1 コースにおいて、コントロールフラッグ群を確認し回答するまでに要する時間を計測する、特別に設けられたコントロールをタイムコントロールといい、「TC」と略す。
- 18.2 コースには、1 か所あるいはそれ以上の数のタイムコントロールを設定する。ただし、BおよびNクラスには設けなくてもよい。
- 18.3 タイムコントロールで使用する範囲については、競技者用の地図にその地形や特徴物などの情報を表記してはならない。
- 18.4 タイムコントロールでは、競技者は役員の指示に従ってディビジョンポイントに誘導され、その場に着席し、全てのコントロールフラッグが視認できる事を確認する。役員からタイムコントロール用の整置された地図が手渡されるか、または競技者の前に置かれると同時に計時が開始される。地図にはコントロールを示す1つの円が描かれているほか、地図の上部には磁北表示が、また地図の下部にはコントロール位置説明が表記される。

- 18.5 競技者が明確に回答した時点で、役員は計時を終了する。回答はアルファベットを表示した板を正しく指で示すか、または口頭で行うが、主催者が認めた回答のための電機的機器を使用しても良い。
- 18.6 タイムコントロールの制限時間は、1 題につき 60 秒とする。50 秒が経過した時点で役員が警告を行う。
- 18.7 競技者の回答とともに、計時された所要時間の秒未満の端数は、これを切り捨てて記録される。
- 18.8 ストップウォッチを使用する場合は、2 名の役員により計時が行われなければならない。
- 18.9 タイムコントロールでは、いわゆる「正解なし」を正答とする課題を設定してはならない。

## 19. エスコート

- 19.1 競技を通じ、身体的な補助を必要とする競技者に同行し、その競技者の移動やパンチなどを助ける介助者をエスコートという。競技を通じて移動のための身体的な介助を必要とする競技者は、エスコートを同伴しなければならない。競技の公正さをはかるため、エスコートは主催者が手配する。
- 19.2 身体的な補助を必要とする競技者は、大会コントローラの同意を得て、下記の者をエスコートとして同伴させることができる。
  - ・ 競技者の身体的状況に必要な医学的専門知識を有する者（メディカルエスコート）
  - ・ 競技者が意思伝達をするための通訳
- 19.3 エスコートは、地図読み、ルートを選択およびコントロールに関する判断など、競技に影響する一切について競技者を助けてはならない。エスコートに許されることは、下記の通りである。
  - ・ 競技者の指示に従った移動介助および身体的援助
  - ・ 競技者の指示に従い、回答の記録を代理で行うこと
- 19.4 エスコートは、競技者の指示に従わなければならない。競技者の指示がたとえ誤りであったり、あるいはその指示に従った結果、競技者が失格になったりすることが判っていても、エスコートはその指示に従う義務を有する。
- 19.5 エスコートは静粛を厳守し、競技者の集中力を妨げてはならない。

## 20. スタート

- 20.1 競技者は、スタートラインより指定された時刻にスタートする。
- 20.2 スタートからオリエンテーリングの開始地点までは、誘導の標識をつける。開始地点には、コントロールフラッグを置く。このコントロールフラッグにはパンチ器具をつけない。

- 20.3 各クラスのスタート順は無作為に決定する。また、同一クラブに所属する競技者が連続してスタートしないことが望ましい。
- 20.4 スタートは、プレスタート方式としてもよい。その場合は地図、コース、あるいは第1コントロールの方向が後続の競技者に知られないようにしなければならない。
- 20.5 プレスタート方式では、その場所に現在時刻を示す時計を設置する。プレスタートを採用しない場合は、役員は競技者の名前を読み上げるか、掲出する。
- 20.6 競技開始以降は、競技者、エスコート、役員および主催者に案内された報道関係者以外の者は、トレインに立ち入ることはできない。
- 20.7 正しい地図を受け取ることは競技者の責任である。地図には競技者の氏名およびクラス、および交付されている場合はナンバーカードの番号を競技者が確認できるように表示してもよい。
- 20.8 スタート時刻に遅れた競技者のスタートは許されるが、他の競技者に影響を与えないよう主催者は考慮し、その競技者をスタートさせる。ただしその場合も、指定されていたスタート時刻を所要時間計測の起点時刻とする。
- 20.9 主催者の過失によりスタート時刻に遅れた競技者には、新たなスタート時刻を与える。

## 21. フィニッシュおよび計時

- 21.1 競技者がフィニッシュラインを越えたときに当該競技者の競技は終了する。
- 21.2 フィニッシュラインは、進入路と直角に競技者に明確に認識できるように設ける。
- 21.3 フィニッシュラインを越えた後、競技者はコントロールカードまたは電子的記録カードを、また主催者が定めている場合は使用地図を、役員に手渡す。コントロールカードの2枚目は控えとして競技者に返される。
- 21.4 フィニッシュの計時は、競技者の胸がフィニッシュラインを通過したときに行う。
- 21.5 記録する所要時間は秒までとし、秒に満たない端数は切り捨てる。発表は、時間・分・秒または分・秒の形で行う。
- 21.6 最終コントロールからフィニッシュまでのルートは、競技者をテープ等で誘導してもよい。
- 21.7 主催者は、制限時間をクラスごとに設定する。制限時間は、1カ所のコントロールにつき3分、コース距離100mごとに3分、また登距離10mごとに3分を積算して算出するが、ルート上に登りが多かたり通行しにくい箇所があたりする場合は、大会コントローラの判断により更に制限時間を延長してもよい。パラリンピッククラスについては、大会コントローラの判断により制限時間を加算してもよい。制限時間は、最大で150分とする。
- 21.8 タイムコントロールにおける待機時間、および運営上の都合または不作為により競技者が競技を行えない時間が生じた場合はコントロールカードに記録され、その競

技者の全所要時間から差し引かれる。

- 21.9 エスコートは、競技者の要望があった場合はいかなる場合でも身体的な援助を行う義務を有する。また、その援助により所用された時間は、援助を受けた競技者の所要時間に含まれる。
- 21.10 スタートからフィニッシュまでの所要時間は、制限時間内であれば、競技の成績には影響しない。
- 21.11 競技者が制限時間を越えてフィニッシュした場合は、超過した時間が5分までごとに1点が減点される。
- 21.12 フィニッシュ地点には救護所を置く。

## 22. 順位、成績および表彰

- 22.1 タイムコントロールを含む各コントロールにおいて、正答の場合は競技者に1点の得点が与えられる。
- 22.2 タイムコントロールにおいて、制限時間である60秒以内での正答には1点の得点が与えられる。不正解の場合には得点は与えられず、ペナルティとして回答所要時間に60秒が加算される。制限時間内に回答がなかった場合も得点は与えられず、この場合の回答所要時間は、60秒にペナルティの60秒を加算した120秒となる。
- 22.3 タイムコントロールの回答所要時間は、1カ所につき2名の役員により計時された結果の平均を、0.5秒まで有効として算出する。電子機器を使用している場合は、秒未満の端数を切り捨てて記録する。
- 22.4 1レースにつき複数のタイムコントロールが設置される場合は、全てのタイムコントロールにおける回答所要時間を合計して記録する。ストップウォッチによる計時の場合は、0.5秒まで有効な値として記録される。これは複数レース競技においても適用される。
- 22.5 競技者は得点の合計によって順位がつけられる。同点の場合には、タイムコントロールにおける回答所要時間により順位がつけられる。得点が多く、回答所要時間の短い競技者が上位となる。
- 22.6 同点かつタイムコントロールでの回答所要時間も同じ競技者は、すべて同順位とする。ただし、公式成績表にはその競技者の氏名をスタート順に記載する。
- 22.7 地図印刷のずれ、コントロールフラッグの誤設置、および競技途中でのコントロールフラッグの紛失が生じた場合は、大会コントローラが承認した上で、全ての競技者に対して当該コントロールを無効とする。その場合は公式掲示板に無効となった理由を掲示しなければならない。
- 22.8 成績の速報は、全ての競技者がスタートした後に順次会場内に掲示する。
- 22.9 公式成績表の公表は、大会終了後1カ月以内に行う。公式成績表には、全競技者の回答およびタイムコントロールでの回答所要時間を記載する。

- 22.10 総合クラスでの成績とは別に、5.4 項に該当する障害者のみに関する成績を、パラリンピッククラスの成績として集計、発表する。
- 22.11 チーム競技においては、事前にチームとして登録した 3 名の競技者の合計成績を、チームの成績とする。
- 22.12 成績上位者を表彰することができる。

### 23. 服装と用具

- 23.1 大会開催要項に明記されていない限り、服装および履物に関しては競技者の自由である。
- 23.2 主催者が定めた場合、競技者はナンバーカードを、明瞭に読み取れるように胸または脚部に装着する。主催者はさらに、背中にもつけるように規定できる。ナンバーカードは折り畳んだり、切断したりしてはならない。ナンバーカードの寸法は 25 × 25cm 以下とし、数字の高さは 10cm 以上とする。
- 23.3 競技者は競技中に、主催者から受け取る地図、コントロールカード、およびコンパス、車椅子用の走行距離計、時計、その他主催者が必要と認めたものを携行してよい。その他の技術的な補助器具の使用は禁止する。
- 23.4 競技中の、トレイン内での通信器具の使用は緊急時に役員が使用する場合を除いて禁止する。それ以外の場合に通信器具を使用した場合は、その競技者およびその競技者の属するチームは失格となる。

### 24. 公正な競技

- 24.1 大会に関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、エスコート、役員、報道関係者、観客、トレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。
- 24.2 ドーピング行為は禁止する。主催者は、IOF が定める『ドーピングテスト実施規則』に基づいて、テストを実施することができる。
- 24.3 主催者は大会コントローラの同意を得て、前もってトレインの位置を公表するとともに、特定のトレインあるいは区域を立入禁止として指定することができる。公表された場合は、これらの指定されたトレインあるいは区域に立ち入り、調査や練習を行ってはならない。
- 24.4 テレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とテレインを厳重に秘密にしておかなくてはならない。大会の場所を知ろうとする試みは禁止する。
- 24.5 主催者は、テレインを熟知し他の競技者より明らかに有利な立場にある者を、競技に参加させてはならない。
- 24.6 いかなる競技者も、不公正な手段により他の競技者より有利な立場に立とうとしたり、回答の決定に助力を得たりしてはならない。

- 24.7 主催者は、コース上に競技者、オフィシャルおよび観客に危険を及ぼす事象が発生したことが明らかとなった場合は、そのコースを中止、延期または不成立としなければならない。
- 24.8 主催者は、コース上に重大な不公平をきたす事象が発生したことが明らかとなった場合は、そのコースを無効としなければならない。

## 25. 競技中の行動

- 25.1 競技者が通行できるのは、舗装された道や舗装区域、および主催者が通行を認めた未舗装の小道や小径または誘導箇所のみであり、競技者はそれ以外のトレイン内に立ち入ってはならない。立入禁止区域に進入した競技者は失格とする。
- 25.2 競技者は、トレイン内ではできるだけ静粛に行動する。
- 25.3 怪我をした競技者を助けることは、競技者の義務である。
- 25.4 健常者や障害の度合いの低い競技者は、車椅子を使用する競技者に対しコントロール側の場所を提供し、特にディシジョンポイント付近での競技を優先しなければならない。
- 25.5 主催者は、環境保護のための指示を競技者に与えることができる。競技者はこれを厳守しなければならない。
- 25.6 フィニッシュラインを通過した競技者は、主催者の許可を得ない限り、トレインに立ち戻ってはならない。
- 25.7 途中棄権する競技者は、できる限り速やかに地図とコントロールカードを大会役員に手渡さなければならない。申告することにより棄権となる。
- 25.8 競技の行われている間、役員はそれぞれ指示された場所に留まり、他の競技者に影響を与える行為をしてはならない。
- 25.9 競技者は、自己の責任において、大会に参加するものとする。

## 26. 調査依頼および提訴

- 26.1 競技に関する問題が生じたとき、競技者およびチーム役員は競技責任者に対して調査依頼をすることができる。
- 26.2 調査依頼は文書で行う。競技責任者は調査結果をできるかぎり速やかに調査依頼者に通知しなければならない。
- 26.3 競技責任者は調査依頼の制限時刻を設けることができる。制限時刻以降の調査依頼は、考慮すべき特別な事情がある場合のみ認められる。
- 26.4 調査依頼に対する競技責任者の回答が不服の場合、競技者およびチーム役員は提訴を行うことができる。
- 26.5 提訴は調査依頼に対する回答が通知されてから 30 分以内に、文書で裁定委員に提出しなければならない。

26.6 後日公表された公式成績表に関する調査依頼および提訴は、公表後 10 日以内に行う。

## 27. 裁定委員会

27.1 主催者は、3 名からなる裁定委員会を組織する。裁定委員会の任務は、すべての提訴について、裁定を下すことである。

27.2 裁定委員は、大会組織に関与してはならない。大会コントローラが裁定委員会の議長となるが、投票権は有しない。主催者の代表も裁定委員会に出席できるが、投票権は有しない。

27.3 裁定委員会は、3 人全員の出席をもって成立する。出席不可能な裁定委員がいたときは、主催者は代理の者を任命しなければならない。

27.4 裁定委員会の決定をもって、最終決定とする。

## 28. 競技規則違反

28.1 競技規則に違反した競技者は、失格となる。

28.2 競技規則に違反した役員があったときは、大会コントローラはその旨を、JOA に通告する。

28.3 競技規則に対する違反はすべて、大会報告書に記録する。

## 29. 大会コントローラ

29.1 大会コントローラは、JOA のトレイル O コントローラ認定資格を有する者でなければならない。

29.2 大会コントローラの主たる任務は、競技規則が遵守されていることを確認することである。競技規則を逸脱する必要がある場合は、大会コントローラが可否を判断し、事前に JOA へ報告するとともに競技者に公表しなければならない。

29.3 大会コントローラは、以下の事項について権限を有する。

a) テレインの適格性の判断

b) 地図図式規程に照合して、地図の質の審査

c) コース設定の質、およびスタートとフィニッシュ位置の適格性の判定

d) コースの審査（難易度、コントロール位置の選定、偶然性の排除、地図の精度）

e) 競技運営全般の確認と、宿舍や食事・輸送・プログラム・トレーニング関係などの内容の確認

f) 計時および成績集計システムの信頼性および精度の確認

g) 競技への影響の可能性の観点から、報道関係などへの対応の仕方の確認

h) 式典計画の確認

i) 身体障害者に対する配慮の確認

- 29.4 大会コントローラは、任務を達成するために現地視察を含めて適宜点検を行わなければならない。点検後は速やかにその概要を書面で JOA および主催者に報告する。
- 29.5 大会コントローラは大会当日、大会会場に常駐する。
- 29.6 大会コントローラの経費については、主催者が負担する。

### 30. 大会報告書

- 30.1 主催者は、大会報告書を作成しなければならない。
- 30.2 大会コントローラは、大会終了後 1 カ月以内に、JOA へ報告書を提出する。報告書には、大会の特記すべき事項と提訴の詳細を記載する。
- 30.3 主催者は、大会終了後 1 カ月以内に、JOA および所属する正会員または開催地の正会員へ、以下のものを提出する。
  - a) 大会報告書
  - b) 公式成績表
  - c) 各コース地図および正解表

### 31. メディア・サービス

- 31.1 主催者は、メディア取材者に対し、好意的な機会を提供することが望ましい。
- 31.2 主催者は、競技の公平さを損ねない限りにおいて、メディアの報道のための最大限の努力をすることが望ましい。

### 32. 附則

本規則は平成 24 年 6 月 17 日より改正施行する。

平成 14 年 3 月 9 日 制定  
平成 17 年 6 月 12 日 改正  
平成 24 年 6 月 17 日 改正